



## 人間の幸福と湿地に関する昌原（チャンウォン）宣言

*なぜこの宣言を読み、利用すべきなのか？*

湿地は食料を供給し、炭素を貯蔵し、水の流れを調節し、エネルギーを蓄え、生物多様性に不可欠なものである。また湿地のもたらす恩恵は人類の将来的な安全に必要であり、湿地の保全と賢明な利用は人々、特に貧困層にとって不可欠である。

人間の幸福は、生態系よりもたらされる多くの恩恵に依存しており、その一部は湿地がもたらすものである。国際レベルから地元レベルまでの各レベルの幅広い主体による政策立案、計画策定、意思決定及び管理活動は、ラムサール条約が提供する世界的な合意により恩恵を受けることができる。これは湿地の関連性の特定、湿地保全及び賢明な利用の重要性、湿地が水・炭素貯蔵・食料・エネルギー・生物多様性及び生活の観点から人々にもたらす恩恵の確保を含む。これはまた、この知識を実用化するための専門知識、指針、モデル及び支援網をも含む。

## この宣言の由来は？

ラムサール条約は、世界中の湿地の保全と賢明な利用に関する、世界的な多国間協定であり、1971年2月2日にイラン・イスラム共和国にて制定された。

ラムサール条約（1971年、イラン・ラムサール市）<sup>1</sup>の使命とは：

**世界中の持続可能な開発の達成に向けた貢献の一つとして、**

**地方や地域、国内や国家間の協力を通じた、**

**すべての湿地<sup>2</sup>の保全と賢明な利用<sup>3</sup>である。**

ラムサール条約は、発効してから40年近く経た今も、世界的、国家的、地方レベルの環境問題の最優先事項に重点的に取り組み、発展し続けている。2008年10月28日から11月4日まで、大韓民国昌原市において、「健康な湿地、健康な人々」<sup>4</sup>というテーマのもと、人間の幸福と湿地の働きとの間のつながり及びこれに関連する積極的な行動の特定に焦点を当て、ラムサール条約第10回締約国会議が開催された。

**誰がこの宣言を利用すべきか？**

締約国会議は、環境の管理に関わる全ての利害関係者、特に、各国首脳など、国際レベルにおける関連フォーラム等で指導的立場にある者、そして等しく、地元・河川流域レベルでの実践において指導的立場にある者に、この宣言を呼びかける。

## これが「ありふれた宣言」でない理由は？

これまで、多くの国際的な環境に関する会議において宣言が発出されている。昌原（チャンウォン）

宣言は「標準」を踏襲するのではなく、下記により価値を高めることを狙いとしている：

- ・ 主として、ラムサール条約関係者を越えた対象者と、行動の機会に向けられている。
- ・ 積極的で実践的な行動の方法を提供する。
- ・ 宣言の影響を確実なものとする方法を明示する。

## 昌原（チャンウォン）宣言には何が書かれているのか？

昌原（チャンウォン）宣言は、5つの優先テーマに関する表題の下、将来の人間の幸福と安全を保障する、積極的な行動を強調する。その後に、分野横断的な実現手段の重要な2分野が続く。

## 水と湿地

湿地生態系の劣化と喪失は、他の生態系と比較して速く進行しており、土地利用の大きな変化、水の利用、基盤（インフラ）整備により、この傾向は加速している。世界中の10-20億の人々にとって淡水を得る手段が悪化しており、結果的に食料生産、人間の健康、経済発展に悪影響を及ぼすこととなるほか、社会的対立を増加させることもある。

水管理を速やかに改善することが必要となっている。水管理は、需要により決定されると、水の過剰な配分が促進されるが、そうではなく、湿地を河川流域規模での水資源管理に不可欠な「天然の水のインフラ（基盤）」として扱うべきである。現行維持という選択はありえない。

増加し続ける水の需要と過度な水の使用は、人間の幸福と環境を脅かす。水の需給ギャップ（需要と供給の間の隔たり）の急速な拡大に伴う湿地の劣化により、安全な水の入手手段、人間の健康、食料生産、経済発展及び地政学的安定がおぼつかなくなっている。

人間の直接的な必要を満たし、湿地を維持する水は、往々にして不足している。現在、生態系のために水量を維持する試みがなされているにもかかわらず、清潔で安定した水の供給をはじめとした、人々と生物多様性に持続的恩恵をもたらす湿地の能力が低下している。

この水ギャップを埋めるため、以下を実施することが必要である。

- ・ 利用可能な水をより効率的に使用すること。
- ・ 湿地が劣化あるいは消失することを止めること：我々は皆、水の安全保障のため、健康な湿地を必要としていること、そしてあらゆる生態系の中でも現在特に、湿地の生態系サービスが失われつつある、ということの明確な認識に基づく。
- ・ 既に劣化している湿地を再生すること：これは、地下水や地表水の貯水量を増加させ、水質を高め、農業や漁業を維持し、生物多様性を保つために効果的かつ効率的な方法である。
- ・ 湿地を賢明に管理し、保護すること：湿地が、食料生産や飲料水、公衆衛生に必要な水の質と量を供給し続けるため、常に湿地に十分な水を確保すること。湿地は、我々が容易に利用できる唯一の水源であるため、それを行わなければ問題は悪化する。

## 気候変動と湿地

多様な種類の湿地が炭素を隔離し、貯蔵する役割を担っている。湿地は特に気候変動による影響を受けやすい。また人によって湿地システムが乱されると、多くの炭素が放出されてしまう。

湿地は気候変動に対応するために必要な、天然のインフラの重要な一部を成している。

湿地の劣化と喪失が気候変動を悪化させ、より多くの人間に洪水や干ばつ、飢饉等の気候変動の影響が及ぶようになる。気候変動政策の多くは、より多くの水の貯蔵、移送及びエネルギー生成に対応するものだが、実施段階で失敗すれば、湿地に悪影響を及ぼすことになる。

**気候変動は水管理の不確定性を増大させ、水の需給ギャップの解消をより困難にしている。**

水の分配と入手可能性の変化及び湿地の健康に対する圧力の増加により、気候変動の影響を最も直接的に感じるようになる。湿地の再生と水の循環サイクルの維持が、気候変動対策や洪水緩和、水の供給、食料供給及び生物多様性の保全に対応する上で、最も重要である。沿岸湿地は、海面上昇による沿岸部の問題に対処する為に策定される戦略において、重要な役割を担うことになる。

国レベルでは、政府は、気候変動に対応する効果的な戦略には、水と湿地管理を含める必要がある。意思決定者は湿地の天然のインフラ機能が、気候変動の緩和と適応における貴重な資源であることを認識しなければならない。

**水及び良好に機能する湿地は、気候変動への対応と自然の気象現象の制御に重要な役割を果たす（水の循環、生物多様性の維持、温室効果ガス削減及び悪影響の緩衝を通して）。**

湿地の保全と賢明な利用は、気候変動や気象現象による経済、社会及び生態学的な悪影響を軽減する上で役立つ。

特に湿地、水、気候のつながりについて、**共通の理解と調和のとれた分析のため**、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）やラムサール条約 STRP（科学技術検討委員会）など気候変動に関連する国際的な専門機関が**協働する機会を設けるべきである**。

## **人々の生活と湿地**

部局間の政策が調和しないと、**貧困削減に向けた多くの重要な開発やインフラ整備が湿地の劣化につながってしまう**。その結果、**湿地の地元のコミュニティに極めて重要な生態系サービスを提供する能力が損なわれ、貧困の更なる促進につながってしまう**。

**経済開発と特に貧しい人々の生活のため、湿地の恩恵を維持するための行動が必要である**。

湿地よりもたらされる生態系サービスの維持に対する投資は、**貧困削減戦略文書及び関連する政策や計画に不可欠である**。

**湿地の賢明な利用、管理、そして再生が、特に湿地依存者、社会から取り残された人々、弱者の生活の改善の機会を形成するために使われるべきである**。

湿地の劣化は特に社会に取り残された弱者のいる社会階級の生活に悪影響を及ぼし、**貧困を悪化させる**。

湿地と人々の生活の関係について分析し、記録する必要がある。

これらの関係について学び、知識を収集し共有するため、多角的レベルの能力構築及びパートナーシップの育成に取り組まなければならない。

湿地の持続可能な管理は、先住民の知識や伝統的な知恵、湿地に関係する文化的独自性 ( identity ) の認識、経済的動機付けで促進される保護管理 ( stewardship ) 及び生活を支える基盤の多様化により支援されるべきである。

## 人々の健康と湿地

湿地は人々に健康上の効用をもたらし、教育、娯楽、エコツーリズム、精神的・文化的経験、または単に自然の美を堪能するための場として重要である。

湿地生態系と人間の健康の相互関係は国家的・国際的な政策、計画及び戦略において重要な構成要素とされるべきである。

鉱業を含めた開発部門、その他の採取産業、インフラ整備、水と公衆衛生、エネルギー、農業、運輸その他、は直接または間接的に湿地に影響を及ぼす。これは人間の健康と幸福をも支える湿地の生態系サービスに悪影響を及ぼす。これらの開発部門の管理者や意思決



定者はこのことを認識し、あらゆる手段を使ってこれらの悪影響を回避しなくてはならない。

**保健部局と湿地部局は、湿地の生態学的特徴<sup>5</sup>と人間の健康との関連部分を共同で管理する必要がある。**湿地と水の管理者は、湿地の生態系の健全性と人間の健康の双方に利益をもたらす行為を特定し、実施しなくてはならない。

近年、人間の健康に影響を及ぼす湿地への絶え間ない圧力の多くは、水の問題、例えば水を介する伝染病や媒介生物、及び/又は食料生産や公衆衛生、飲用に適した水の減少等に起因している。

### **土地利用の変化、生物多様性及び湿地**

**湿地を変化させることの費用対効果に関するより良い知識と理解がより良い意思決定につながる。**土地利用の変化の決定に際し、湿地が人々及び生物多様性にもたらす様々な恩恵とその価値に対する十分な知識を統合させるべきである。

意思決定の際に、可能な限り、自然に機能している湿地の保護とそれがもたらす恩恵が優先されるべきであり、人工の湿地システムが、水と食料の安全保障の目的に多大なる貢献をすることを認識する一方で、特に湿地の生態系サービスの維持を確実にすべきである。

生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」<sup>6</sup>の次期目標として採択される予定の目標など、合意に基づく回復目標を参照することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処し、回復させるための更なる行動が求められている。

どのようなタイプの分野横断的仕組みがこれらの全てを実施するために最も役立つか？

### **計画、意思決定、財務及び経済**

本宣言に述べられている各事項に対応して政策立案や意思決定を行うにあたっては、複数の部局の政策目標の間で頻繁に妥協が必要となる。十分かつ詳細な情報が入手できなくとも、健全な意思決定は、相互に関連した合理的な目標をバランス良く保つことで成り立つ。

迅速かつ実践的な意思決定ツール（例えば迅速評価、紛争解決、調停、意思決定の樹形図、費用便益分析）の賢明な利用は、問題及び政策の選択肢を特定する上で、しばしば非常に重要である。

空間計画においては湿地、特に国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地<sup>7</sup>）の重要性が十分認識されるべきである。そうすることで、それらの湿地が代表する価値が、土地利用及び投資の優先順位の設定と、必要な保護対策の採用に際し適切に考慮される。

費用便益分析は、湿地の経済的価値を最もよく反映するよう十分に包括的であるべきである。また通常、湿地の生態学的特徴の維持に対する投資の方が、失われた湿地の生態系サービスの回復より、はるかに費用対効果の高い戦略である事実をも考慮に入れるべきである。

湿地の保全及び賢明な利用に対する十分で持続可能な資金提供が不可欠である。これには革新的な財政手段の活用や、過去に湿地問題に取り組んだことがないようなラムサール条約の枠組の外にいた利害関係者・部門間のパートナーシップが役立つ可能性がある。特に資源が限定されている場合、湿地の保全と賢明な利用に関連する活動は、現在入手できる資源を最大限効率的に利用するよう、努めなくてはならない。

## 知識と経験の分かち合い

湿地の地球上での広がりや特性に関する基本的な情報の速やかな増強が必要である。発展しつつある地球観測技術や、その他情報技術を有効活用できる機会が増えている。

本宣言で対象とされている事項に関連するデータ、情報及び知識（先住民による知識及び伝統的知識を含む）について、共通の関心を有する機関は、共通で整合性があり、利用しやすい方法を模索するための努力を強化すべきである。それにより、知識と経験（例えば優れた実践例）をより効率的に、適切なアプリケーションソフト等を通じて共有することができる。

## 行動への呼びかけ

我々一人一人が、本宣言の支持する結果に関係している。

既に世界中の多くのグループが、この宣言が呼びかけているような、湿地の賢明な利用に取り組んでいる。我々皆が真の目に見える進歩を生み出すため、共有されるべき貴重な経験及び知識がある。

手を伸ばし、つながり、濡れてみよう。

## 確実に影響をもたらす

本宣言の成功を測る物差しとして、下記が挙げられる：

- ・ その存在が広く知れ渡り、報告され、翻訳され、記憶されること。
- ・ そのメッセージが地元及び河川流域レベルの管理過程における計画と意思決定の中に取り上げられること。
- ・ その関連要素が、国レベルの計画、決定及び実行計画に組み込まれること。
- ・ その要素が、関連国際会議における政府代表団に対する概要説明等を通して、国際的な政策綱領、決定及び実行計画に組み込まれること。

**注釈：**

<sup>1</sup> ラムサール条約は、湿地に関する主要な政府間機関であり、人間の幸福のあらゆる側面への湿地の貢献が、あらゆる部門及び社会階層において認識され、強化されるように努めている。

<sup>2</sup> 「**湿地**」はしばしば認識されている以上に、生態系の広い範囲を包含する。ラムサール条約第1条1項は、「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、

沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。」

と定義している。

3 湿地の**賢明な利用**は、条約の下、以下のように定義される：「持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチの実施を通じ達成される、湿地の生態学的特徴の維持」。(「持続可能な開発の考え方に立って」という言いまわしは、湿地の一部の開発は不可欠であり、その開発の多くが社会に重要な利益をもたらすものであるとしても、条約で詳述された方法により開発は持続可能な方法で行うことができるということを認識するためのものであり、「開発」が全湿地の目標であるとするのは適切でない。)

4 近年、ラムサール条約締約国会議には、条約の発展のその時々で、最も重要な優先課題を反映する、**テーマに基づいた標題が与えられている**。以前のテーマは、人間と湿地のつながりの様々な側面を強調しており、COP10のテーマである「健康な湿地、健康な人々」は、湿地と人間の健康との間の重要な結びつきに関する新たな理解に関連して本条約を位置づけ、この分野における新たな決議を採択する状況を生み出した。

5 湿地の**生態学的特徴**はラムサール条約の主要概念であり、次のように定義づけられている。「湿地を任意の時点で特徴付ける、生態系の構成要素、過程及び恩恵/サービスの組み合わせ」(この文

脈の中では、生態系の恩恵とはミレニアム生態系アセスメントの「人々が生態系より受ける恩恵」という生態系サービスの定義に基づいている。)

6 「生物多様性条約」及び「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」において採択された「2010年生物多様性目標」は、「貧困の緩和と、地球上の全生物の利益への貢献として、2010年までに世界、地域及び国レベルにおいて、現在の生物多様性の損失速度を顕著に減少させることを目標とする」ものである。

7 **ラムサール条約湿地**(国際的に重要な湿地)は、ラムサール条約の締約国政府により承認・指定されている。ラムサール条約湿地は、最大の世界的保護地域ネットワークを構成し、2008年11月現在、1,822の湿地が1億6,800万ヘクタールを占めている。